

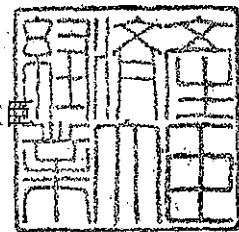
経済産業省

平成 17・01・14 原第 8 号

平成 17 年 1 2 月 2 2 日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所再処理施設の再処理事業変更許可について（諮問）

独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長 殿塚 猷一から、平成 17 年 1 月 14 日付け 16 サイクル機構（東海）0976（平成 17 年 11 月 14 日付け 17 原機（再）008 をもって一部補正）をもつて、独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成 16 年法律第 155 号）（以下「機構法」という。）による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 44 条の 4 第 3 項の規定に基づき別添のとおり申請され、機構法附則第 18 条第 3 項の規定に基づき機構法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第 44 条の 4 第 1 項の規定による許可についてされた申請とみなされた再処理事業変更許可申請について、審査の結果、別紙のとおり原子炉等規制法第 44 条の 4 第 3 項において準用する同法第 44 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る）に規定する基準に適合していると認められるので、原子炉等規制法第 44 条の 4 第 3 項において準用する同法第 44 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。

(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44条の2第3項において準用する同法第44条の2第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合性について

本件申請に係る変更内容は、再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力について、原子力第1号使用済燃料を受け入れて再処理を行うこと及び新型転換炉原型炉使用済燃料の再処理能力を増加させるほか、低放射性廃棄物の貯蔵方法の変更を行うものである。

1. 法第44条の2第1項第1号（平和利用）

本申請については、

○原子力基本法第2条の基本方針に基づき再処理事業を行う等、再処理の事業の目的を変更するものではないこと

○分離回収したウラン製品及びプルトニウム製品は、契約に基づき相手先に返還する等、使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法を変更するものではないこと

○再処理の方法及び再処理工程を変更するものではないこと

から、本件の再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第44条の2第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

○使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用する核燃料サイクルの確立を国の基本方針とする原子力政策大綱に沿ったものであること

○独立行政法人日本原子力研究開発機構法において、機構の目的として核燃料サイクルの確立のため再処理等の技術の開発を計画的に行うことが規定されていること

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 法第44条の2第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は工事を伴わないことから、工事に係る資金は要しない。このことから、再処理事業を変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められる。